

みなかみ町議会の会議中継に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、みなかみ町議会を広く町民に公開し、より開かれた議会を推進することを目的として実施するみなかみ町議会の会議中継に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中継映像 みなかみ町議会本会議場の設備を用いて、会議の様態を撮影した映像及び音声をいう。
- (2) 録画中継 中継映像をデータとして記録したものを編集の上、インターネットを利用して配信し、公開することをいう。

(録画中継の対象)

第3条 録画中継の対象は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第1項に規定する定例会又は臨時会とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、録画中継は行わないものとする。

- (1) 地方自治法第115条第1項ただし書の規定による秘密会として開かれたとき。
- (2) 議長が特別の理由があると認めたとき。

(被写体)

第4条 被写体は、発言者があるときは発言者を主として撮影し、その周辺の議員及び執行部の出席者も撮影の対象とする。

(録画中継の配信期間)

第5条 録画中継の配信期間は、第3条に規定する定例会又は臨時会の録画中継を公開した日から起算して4年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(録画中継の編集)

第6条 議長は、みなかみ町議会会議規則（平成17年みなかみ町議会規則第1号）第64条の規定により取り消しが許可された発言その他録画中継として相応しくないと議長が認める発言があったときは、録画中継に係る当該部分について削除等の編集をすることができるものとする。

(著作権の帰属)

第7条 録画中継の著作権は、みなかみ町に帰属し、みなかみ町議会が管理する。

(録画中継の位置付け)

第8条 録画中継は、地方自治法第123条の規定に基づく会議録とは異なるものであることを録画中継を視聴する者（以下「視聴者」という。）に対し明示するものとする。

(録画中継の撮影等の禁止)

第9条 視聴者は、録画中継の撮影、録画、録音等の行為を行ってはならない。ただし、議長が特に認める場合は、この限りでない。

(録画中継の二次使用の制限)

第10条 録画中継の二次使用(無断転載を含む。)は、認めない。ただし、議長が特に認める場合は、この限りでない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、録画中継に関する必要な事項は、議長が定める。

附 則

この訓令は、令和7年6月1日から施行する。